

令和8年第3回理事会議案書

第1号議案

会長（代表理事）、副会長及び業務執行理事の選定について P 1～P 2

令和8年5月27日（水）

広島商工会議所307号室

公益社団法人広島消費者協会

第1号議案

会長（代表理事）、副会長及び業務執行理事の選定について

下表の理事から会長（代表理事）（1名）、副会長（2名以内）及び業務執行理事を選定する。

職名	氏名	備考
理事	浦田和子	
理事	榎野浜子	学識経験者
理事	金行悦子	学識経験者
理事	西村千賀子	
理事	向久保亨	学識経験者

理事の氏名は五十音順

<参考 定款抜粋>

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上11名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。
- 4 理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 5 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。ただし、常務理事を置かない場合は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会で別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上行われる理事会に職務執行の状況報告をしなければならない。
- 5 理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員が、第21条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

<参考 一般法人法抜粋>

第5款 理事会

(理事会設置一般社団法人の理事の権限)

第91条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

- (1) 代表理事
- (2) 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの
- 2 前項各号に掲げる理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。